

## 山形県における記録資料保存の取り組みと課題

### Actions and Issues on the Archival Preservation of the Documents in Yamagata Prefecture

山内 励

YAMANOUCHI, Hagemu

キーワード：山形県、記録資料、公文書館

Key words : Yamagata Prefecture, documents, archives

#### 1. はじめに

近年、公文書等をめぐる問題が多発している。2017（平成29）年の自衛隊南スーダンPKO活動をめぐる日報の隠蔽、同年の森友学園に対する格安での国有地の売却に関する交渉記録の廃棄、さらに獣医学部新設をめぐる加計学園に対する文部科学省の恣意的な文書管理など、いずれも政権担当者の政治姿勢が疑われる問題に関連している。

公文書は、人々の公的背景を映し出す鏡であり、生きる権利を保障する大事な記録資料でもあるだけに、公文書管理の不適切な運用は許されるものではない。文書管理については、最近、歴史研究の立場から、いかなる力関係や働きかけが文書に作用し、現在までその文書を遺してきたのかという視点で、権力との関係において作成・集積・利用・保存（ないし廃棄）されてきた「文書」をめぐるプロセスに着目する動きも出ている。（『歴史学研究』2019（令和元）年6月「特集 文書管理の歴史学」）

記録資料のすべてを保存し利用保障を図るには限界があるが、情報化社会における情報

量の肥大化とデジタル化の波の中で、これまで残存して来た多くの記録資料が廃棄・消失の憂き目に遭っている。記録資料の意義と保存のあり方を考えることは、喫緊の課題となっている。

#### 2. 記録資料と公文書館

人間は、歴史を通して自らを客観視し、歴史の中に「生きる指針」を見出して来た。この「生きる指針」探しとも言える歴史の掘り起こしにあたり、大切な根拠となるのが人々の記憶と記録である。記憶や記録があって、歴史の道筋と受け継ぐ課題を明らかにする「歴史」の構築も成り立つ。とりわけ古文書・公文書などの記録資料は、時代の生き証人であり、人権保障の拠り所ともなるものである。それら大切な記録資料を保管するのが公文書館である。

公文書館については、1987（昭和62）年に制定された公文書館法の第四条には「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」とされている。日

本では、文化施設としての公文書館に対する認識は、まだ十分には浸透していないが、世界の趨勢としては、博物館（ミュージアム）、図書館（ライブラリー）、公文書館（アーカイブズ）を文化施設の3本柱と考え、その役割と連携に期待するところが大きくなっている。

世界の近代的な文書館の歴史は、フランス革命に始まるとされる。1790年頃、革命期に国立公文書館が設置され、公文書管理に関する原則が定められた。オランダでは1802年にハーグに国立公文書館が設置され、イギリスでは1838年に公記録法が成立してロンドンに公文書館が設置された。アメリカでは1935年にワシントンに国立公文書館が設置されたが、記録管理につき国立公文書館の長官に総合的な権限が与えられていることが特徴的である。

日本では第二次世界大戦後、資料保存の運動が起き、1949（昭和24）年、国立国会図書館に憲政資料室が設置され、学者らによる国立史料館設立に関する請願が国会に提出され、1951（昭和26）年に文部省史料館が設置された。さらに、1959（昭和34）年11月、日本学術会議会は内閣総理大臣に「公文書散逸防止について」の勧告を行い、1971（昭和46）年7月、ようやく国立公文書館が設置された。この背景には、公文書館制度研究会を組織して外国の制度研究に取り組むなどの国立国会図書館の活動があった。一方、法的整備はさらに遅れ、1976（昭和51）年に結成された全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の活動などを足掛かりとして、1987（昭和62）年12月15日に「公文書館法」が制定された。また、2003（平成15）年にできた「歴史資料

として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」やその後の国会議員らの懇談会活動を経て、2009（平成21）年7月1日に「公文書等の管理に関する法律」が制定された。この二つの法律の制定は、全国の公文書館未設置地方公共団体に大きな影響を与えることになる。「公文書館法」第三条では、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定し、「公文書等の管理に関する法律」第三十四条では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と規定するなど、地方公共団体の責務と役割が明示されたことの意味は大きなものがあった。

現在、国立公文書館公式サイト関連リンクに見る施設は、国立公文書館に類する施設15、国の保存利用機関3、類縁機関・大学アーカイブズ等19、全国公文書館等62（うち都道府県38、政令市9、市区町30）に達している。ちなみに、日本初の公文書館は、1959（昭和34）年設立の山口県文書館であり、続いて、1963（昭和38）年に京都府立総合資料館、1968（昭和43）年に東京都公文書館、1969（昭和44）年に埼玉県立文書館が設置された。市区町では、1974（昭和49）年に藤沢市文書館が設置されている。なお、海外の公文書館等は24（公文書館の国際機関2、海外の国立公文書館16、関連国際機構・団体6）が紹介されている。

### 3. 山形県における文書館構想

(1) 公文書等（記録資料）保存と公文書館

## 設置の要請

山形県における公文書館設置運動は、比較的早い時期に始まっている。1973（昭和48）年3月17日、県庁新築・移転計画が進む中、長井政太郎氏ほか学識経験者21名が県議会議長あてに「県庁舎移転後の跡地および建造物の利用について」の請願書を提出した。さらに、1974年11月、横山昭男氏ほか学者・文化人12名が県知事と県議会議長あてに「山形県公文書館（仮称）設置について」の要望書（請願書）を提出した。これに対し、所管課からは、必要性を認め、その収集・整理・保存方法等を検討する旨の回答があり、県議会議長からは、同年12月定例県議会で採択された旨の通知が届けられた。また、1976（昭和51）年12月、横山昭男氏は『山形県地域史研究協議会会報』NO.1に「史料保存運動について」を発表した。しかし、県庁舎跡地利用については、県歴史資料館として展示・文化的活用を主とする「山形県郷土館」の方向が決まり、文書館機能は期待できなくなり、次の期待は県立図書館新築移転構想に移ることになる。1981（昭和56）年2月、山形史学研究会は知事あてに「新県立図書館に公文書館（仮称）の併設について」の要望書を提出した。だがこの構想についても、1990（平成2）年に山形県生涯学習センター・山形県立図書館・山形県男女共同参画センターの複合施設である「遊学館」が開館され、公文書館機能が組み込まれることはなかった。

## （2）県史編さん事業と記録資料保存意識の高揚

記録資料の保存運動並びに保存意識の高揚に関して、山形県の県史編さん事業が果たした役割は大きい。県史編さん事業は大きく3

期に分かれるが、この間、1960（昭和35）年～2002（平成14）年に資料篇（編）24巻、1968（昭和43）年～1975（昭和50）年に本篇6巻、1982（昭和57）年～2004（平成16）年に通史編7巻、1988（昭和63）年～2005（平成17）年に別編5巻、計42巻の出版物を刊行し、2005（平成17）年3月で事業を終了した。しかし、この事業は、県史を編さんして単に印刷物を刊行するに止まらず、県史に関する調査および研究会等開催など幅広い活動を展開している。とりわけ、資料の収集・整理・保存・活用や関係機関との連携は、記録資料の保存運動に多大な影響を与えることになった。

県史編さん室が記録資料調査・保存に係わった主な活動を見よう。県庁舎移転に伴う公文書・資料の廃棄に直面した1975（昭和50）年7月、県史編さん室が統計課・県立図書館とともに庁内廃棄文書・資料を選別収集し、ダンボール275個分の資料を収集した。この時の資料は、その後の選別収集資料と合わせて、2001（平成13）年に『旧県庁文書資料目録』（総数20,819点）としてまとめられている。一方、1981（昭和56）年6月からは、資料調査協力員を委嘱して古文書などの資料緊急調査を開始し、翌年3月から1989（平成元）年2月まで『山形県史料所在目録』第1集から第8集を出している。

県史編さん関連事業の中でも、山形県地域史研究協議会と市町村史編さん担当者研究協議会の二つの組織は、業務の幅をさらに広げるものとなった。山形県地域史研究協議会は、公開研究会である1974（昭和49）年10月15日の山形県史研究協議会で設立準備委員会が提案され、翌1975（昭和50）年7月19日に設立

された。同会は、「地域の歴史に関心をもつ人たちや、団体及び歴史編さん関係者相互の研究と交流」をその目的とし、「地域史の調査研究、歴史資料保存運動の推進、歴史編さん研究協議、会誌発行、その他目的達成に必要な事項」を事業内容とし、県史編さん室が事務局となり、個人会員のほか市町村などの団体会員から構成された。市・地域持ち回りの総会・研究大会開催方式を採り、1975（昭和50）年7月19日の第1回天童大会に始まり、2019（令和元）年7月7日の山形大会で第45回に達している。また、同会は、1976（昭和51）年から1988（昭和63）年までに、県立博物館と共催で古文書取扱講習会を13回、1977（昭和52）年から1988（昭和63）年までに、鶴岡市郷土資料館と共催で庄内地区古文書解読講習会を11回実施している。同会の公文書館設置運動との係わりについては先にも触れたが、後述の大会アピールなど運動の牽引役となるどころ大であった。

一方、1978（昭和53）年6月12日に始まる市町村史編さん担当者研究協議会は、県内市町村史編さんに係わる担当者が、研究協議や情報交換を行い、それぞれの編さん事業の円滑な推進を図ることを目的とし、自治体史編さんの推進・課題についての意見交換、講演、報告と討論、巡見などの内容で、2004（平成16）年11月まで32回の会議を開いている。協議会に向けて取り組まれた市町村史編さん状況調査では、事業計画・実施状況、関係予算等の他に、市町村資（史）料保存状況などにも踏み込んでいる。各市町村では歴史的公文書等の整理・保管が共通課題であったが、県史編さん室では、1976（昭和51）年2月21日に発足した全国歴史資料保存利用機関連絡協

議会とも交流し、2003（平成15）年・2004（平成16）年の市町村史編さん担当者研究協議会では、それぞれ全国歴史資料保存利用機関連絡協議会への参加報告を行い、先進的な取組みに学ぶことを促している。なお、1996（平成8）年10月15日には第28回全国都道府県史協議会を鶴岡市で開催している。

### （3）公文書館構想の展開

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が発足し、1980年代に入ると、全国的に文書館法制定への動きも活発化していくことになる。この時期、山形県では行政内で公文書館設置への機運が高まった。

1983（昭和58）年8月23日、文書学事課において「公文書館（仮称）設置の検討について」が作成された。そこでは、保存年限経過後に廃棄される公文書に重要文書が含まれていたとしてもそれを保存する手立てがないなどの理由から、「公文書館設置を検討すべき時期が到来している」として、「現用を終えた公文書の保存、利用」と共に「現用の公文書及び行政資料の保存、利用」を図る行政情報管理の中核的機能を併せもつ施設が構想された。当時の全国的状況は、公文書館設置済み都府県が10、設置計画道府県が11であった。

さらに、1984（昭和59）年12月1日には、庁内に「公文書管理研究会」が設置された。事務局を文書学事課に置き、メンバーは総務部次長を委員長として、総務部文書学事課・管財課・広報課、企画調整部調整課・統計課、生活福祉部生活文化課、企業局総務課、教育庁総務課・社会教育課の各課長、図書館主幹の10名の委員で構成された。研究会は、公文書等の収集・保存、公文書等の管理利用、公文書等の収蔵施設を調査・研究項目として、

翌年11月まで計6回の会議を持ち、1986（昭和61）年3月には『公文書管理研究会報告書』を完成させた。ここでは、県の保存文書の実態分析等実施、公文書館の必要性と類似施設との関係並びに公文書館の持つべき機能等について調査研究が成されている。その後、公文書館法制定の翌1988（昭和63）年、山形県では「第七次総合開発計画後期プロジェクト」に向けて、公文書館を生涯学習施設の中に位置づける動きがあったが、九月には公文書館計画は「後期プロジェクト」に盛り込まないとの総務部長決定がなされ、前進を見ることはなかった。

山形県において公文書館構想がもっとも具体的な形で進化したのが、1992（平成4）年6月26日に庁内に設置された「公文書館基本問題研究会」の活動であった。メンバーは総務部文書法制課長を会長として、総務部文書法制課・広報課・生涯学習学事課、企画調整部企画調整課・統計調査課、生活福祉部生活文化課、教育庁社会教育課・文化課、県立図書館の各組織から9名の委員を選び、事務局員に文書法制課から4～6名をあてる構成であった。研究会の目的は、公文書及び関連する資料類の保存、県民文化の高揚、地域アイデンティティの確立と県勢発展への寄与の3点で、1994（平成6）年2月まで計7回の会議を持ち、同年3月に『公文書館基本問題研究会報告書』を完成させた。この時立案された公文書館は、館長・副館長（総務課長）・資料課長・職員5名・嘱託7名、計15名からなる体制で、施設は、鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階、延床面積5,000㎡、敷地面積4,000㎡、書庫二2,000～2,200㎡、20～22万冊程度収蔵、駐車場50台分、30年間

は資料の集積に耐え得るものとされ、収集対象も公文書・行政資料・古文書・その他の記録類に広がっている。さらに、別資料によれば、総予算を50億円と見て、2000（平成12）年までに設置するとの計画が立てられていた。こうした案は、あくまでも庁内試案に止まり、庁外有識者を含む組織化には発展しなかったが、1995（平成7）年の「山形県新総合発展計画」では、「公文書」記述に大きな変化が見られ、公文書館施設の推進も窺わせている。しかし、バブル崩壊後の財政問題を背景に、この長期計画の主要プロジェクトに公文書館が入ることはなく、以後、公文書館設置構想は政策立案が進展せずに休止状態となった。

#### （4）公文書等保存運動の展開

行政内部で公文書館構想が展開されていた時期、1985（昭和60）年6月1日、山形県地域史研究協議会分科会で県史編さん室の長岡清之氏が「山形県史と史資料の保存」（『山形県地域史研究』11号所収）を発表し、1991（平成3）年に文書法制課から発行された「文書だより」には、「歴史的・学術的観点から公文書をみる」シリーズ「公文書公開」が掲載されている。一方、1993（平成5）年9月30日、東北史学会山形大会を前に、横山昭男氏が、『山形新聞』で公文書館法の意義と文書館・地域資料館に対する行政や住民の再認識を訴え、10月3日の東北史学会シンポジウムで、「文書資料の保存・利用について」を報告した。また、1994（平成6）年7月1日の山形県地域史研究協議会酒田大会では、「郷土の知的遺産・歴史的資料の保存を訴えます」とする「酒田アピール」が採択され、7月2日の『山形新聞』記事「歴史的資料保存・管理しっかり！」と7月7日の社説「史料の保存へ県民の関心」

で取り上げられた。さらに、2003（平成15）年8月22日の同協議会酒田大会でも、「地域の知的財産である史資料の保存と歴史・民俗資料館等の充実を強く訴えます」とする「2003年酒田アピール」が採択された。

この後、山形県内では、行政のみならず地域・研究団体においても、「公文書館」にかかわる構想・主張は一時影を潜める形となったが、2007（平成19）年7月8日の山形県地域史研究協議会分科会で佐藤正三郎氏が「山形県公文書館の設立に向けて」（『山形県地域史研究』33号所収）を發表し、2008（平成20）年1月には「山形県公文書館設置計画の再検討」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』4号所収）を發表した。また、2008（平成20）年10月26日の山形史学研究会で「山形県内の市町村における公文書保存」を、2009（平成21）年9月27日の同研究会で「山形県の文書館設立に向けての提言」を続けて發表し、県公文書館設立運動を呼びかけた。さらに、2011（平成23）年10月15日の地方史研究協議会山形大会特別報告で山内勲が「山形県における歴史的公文書等保存運動の取組み」（『出羽庄内の風土と歴史像』所収）を報告した。そして、「公文書等の管理に関する法律」の趣旨を受け、2011（平成23）年7月10日に山形県地域史研究協議会、同年9月25日に山形史学研究会が、それぞれ「山形県公文書館設置に関する要望書」を決議し、翌年2月7日に県副知事に連名で要望書を提出した。この時、副知事は趣旨を受け止め、同席の学事文書課長にその調査研究を指示し、その後、県では公文書の保存・管理・公開の方法を模索している。その後、2013（平成25）年9月7日に山内勲が西村山地域史研究会講座で

「山形県の文書館構想について」（『西村山地域史の研究』第32号所収）を發表し、2014（平成26）年7月6日の山形県地域史研究協議会新庄大会では、「公文書等歴史資料を保存・利用するための公文書館設置を強く訴えます」とした「新庄アピール」を採択し、法律に定められた「適切な措置を講ずる責務」や「必要な施策」を、県を中心とする地方公共団体が果たすよう求めている。

#### 4. 山形県における公文書館設置の取組み

##### （1）山形県公文書センターの設置

2005（平成17）年3月に山形県史編さんが終了すると、組織・人員は解散となり、関係資料の整理・保管が課題として残された。そこで、県では、県史編さん室で保管していた市町村史・都道府県史・県内外資料・一般刊行物や、編さん事業で使用した写真・ネガフィルムなど約1万3,500点の資料を、県庁地下書庫に保管していた資料・一般刊行物など約7,000点、議会棟4階倉庫に保管していた新聞・戦前戦中資料など約6,200点、県立図書館地下書庫に保管していた段ボール535箱分の県庁移転時廃棄文書・資料約2万1,000点の資料とともに再整理して、新築西通り会館の県総務部学事文書課分室に保管することとした。その後、この分室は寒河江市の村山総合支庁西庁舎（現在、西村山地域振興局）に移転したが、嘱託職員のための配置で、県史編さん時の機能はもちろん、継続的な資料の保存・公開・調査研究には厳しいものがあった。そうした中、歴史公文書を保存し県民の閲覧利用に供することを模索していた山形県では、その新たな施設を山形県公文書センターと称し、2015（平成27）年11月9日、この学

事文書課分室に「県史資料室」と併設する形でスタートさせることとなった。

新設された山形県公文書センターは、3階に事務室・書架・利用窓口があり、元保健所棟1階に資料収蔵室を置くもので、本庁の学事文書課管轄であるが、正規職員の配置はなく、公文書センターの嘱託1名と県史資料室の嘱託2名で対応する形で、組織規模は極めて小さく、予算面の裏付けも少ないものであった。開設時の歴史公文書の保存冊数は1,219冊で、その内訳は、分類別に総務24・人事4・財務296・会計11・企画107・福祉42・生活文化40・安全26・衛生37・環境58・商工42・労働69・農務111・農地83・林務37・水産48・建設148・その他36となっている。文書の所属年度始期を時代別に分けると、明治期10、大正期29、昭和19年までの昭和期（戦前）124、昭和49年までの昭和期（戦後、旧県庁時代）479、昭和50年以降の昭和期（新県庁時代）393、平成期184である。その後、少しずつ歴史公文書が増加し、2019（平成31）年4月19日現在では1,695冊に達している。いずれにしても、全国の同類施設の中では施設・内容共に最小規模のもので、本当に小さな一歩となった。

## （2）山形県公文書等の管理に関する条例の制定

この山形県公文書センターは、設立当初から暫定的な色合いが強く、当初からそのあり方が模索されていたが、2018（平成30）年に入り、公文書管理に関する条例制定への動きが具体化された。山形県では、2017（平成29）年の「山形県行財政改革推進プラン」の中で県政の透明性への取り組みを検討課題としていたが、その結果、同年11月に外部有識

者を入れた「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」（見える化委員会）を設置することになった。この会は翌年10月までに6回開催されたが、その中で公文書管理に関する条例の制定が検証され、山形県公文書管理条例検討委員会が設置されることとなり、2018（平成30）年10月18日から翌年3月まで3回の検討がなされ、条例案についての県民意見（パブリックコメント）募集に付されることになり、2019（平成31）年3月15日の県議会で「山形県公文書等の管理に関する条例」が制定された。この条例は、一部未施行を含み2020（令和2）年4月1日から施行となっている。

## （3）記録資料の保存・管理状況と資料保存運動

山形県における公文書等の記録資料を保管している場所・機関は、その最大のものが県庁舎地下書庫である。ここには2017（平成29）年末の段階で公文書（現用文書）およそ42万点が保管され、山形県公文書管理支援システムによる行政文書管理がなされている。これらの文書には、明治・大正・昭和前期など戦前に遡る永久保存文書も含まれている。県報や地図・土地・人事・皇室・兵籍関係文書などには明治期のものも散見できるが、総じて県庁移転以前の文書は量が少なく、当然ながら30年を経ない近年の文書が圧倒的である。さらに、山形県文書管理規程（1968（昭和43）年4月1日制定）における「文書主管課」とされる学事文書課の管轄下には、県庁移転時収集文書約21,000点を含み県史編さん事業時収集資料等資料総数約48,000点を保管する県史資料室、歴史公文書1,695点を保管する公文書センター、県発行刊行物等41,000

点（平成28年度末）の資料を保管する行政情報センターがある。他に、県立図書館、県立博物館、県郷土館（文翔館）においても、それぞれ歴史を調べる上で貴重な多くの記録資料を保管している。しかし、資料保管にあたっての各機関の分担・統合については、現在、明確な県の指針は出ていない。本来、その要となるのが公文書センターと考えられるが、その位置づけは未定な状況にある。

山形県公文書センター設置後の記録資料保存運動の取り組みでは、2016（平成28）年6月5日に佐藤正三郎氏が山形県地域史研究協議会分科会で「山形県における歴史公文書の公開」（『山形県地域史研究』42号所収）を発表し、2017（平成29）年3月31日には、山内勲が「山形県公文書センターの設立」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料』第27号所収）を報告している。

一方、「山形県公文書等の管理に関する条例」についての県民意見（パブリックコメント）の募集にあたっては、短期間で周知にも限度がある中、個人のものを含みいくつかの意見が寄せられたが、山形県地域史研究協議会と山形史学研究会でも2019（平成31）年2月4日に意見書を提出し、それを知事宛ての「公文書等の保存・管理・利用に関する要望書」に切り替え別途提出し、それについての知事面談を要請することになった。その結果、2019（平成31）年3月7日には前段階としての総務部長面談、3月27日には副知事面談を実現した。この時の面談内容は、公文書等管理の理念並びに今後の課題についてであったが、具体的には、①県民共有の知的資源である記録資料の総合的な保存・管理体制の構築、②強い権限と施設・設備、組織、財

源を保障した機関の設置、③保護資料の検討、既存施設・機関の見直し、条例制定の再検討などであった。これに対し県は趣旨に賛同し、今後、本格的な公文書館をめざし努力していくことを回答した。

## 5. おわりに

記録資料の保存・管理・利用についての理念を整理すると、歴史資料として重要な記録資料は、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の「知的資源」であり、県民一人ひとりの生活や権利保障に係わる大切なものである。行政・司法・立法を問わず、県民に係わるすべての機関における公文書をはじめとする記録資料は、県民の生活と権利のために供されるべきもので、総合的な保存・管理体制の構築が緊要となっている。

その保存対象とすべきものは、公文書、古文書、私文書、写真・映像等を含んだ記録資料全般になるが、原本資料を補填する副次的資料もその対象とする必要がある。この副次的資料には、県では県史編さん資料等があるが、この資料は県が公的に歴史構築を進めた際の根拠資料として重要なものである。また、これらは単に情報公開の課題に止まらず、総合的な「文化行政」の課題として考えるべきものである。

記録資料の保存・管理・利用のための施設・機関は、一時的・避難的な施設の確保・管理ではなく、永久保存を企図した施設・機関の構想が求められ、記録資料の保存・管理を進める強い権限と、それを推進して行くことのできる施設・設備、組織、財源の保障が必要とされる。

しかし、これらの理念が構想・推進される

以前の段階でも、現状の正確な認識と対応など応急に求められるものは少なくない。県並びに関係機関で保有する記録資料の現状確認を進めると共に、歴史資料として重要な記録資料を将来に向けて保存する処置や、数十万点に及ぶ現用文書や今後作成される文書を含む記録資料の廃棄・消滅を規制する取り組みが求められる。また、今後新たに管理・保存の対象とすべき歴史資料として重要な記録資料の調査・保護を進める必要がある。さらに、各機関が保有する記録資料の一元管理をめざして、将来に向けた統一した管理・保存方法の確立が求められている。

一方、既存の施設・機関における保存・修復のための設備・器具の整備、温度・湿度管理、防虫対策などの現状を確認し、利用に供する施設も含め、適切な対応・支援をする必要がある。人的配置については、各施設・機関において保存・管理やレファレンスなどに係わる人材の専門性を重視し、業務遂行に必要な人員確保に努め、その身分を保障するなど、そのための制度づくりに対応・支援する必要がある。一定の権限が保障され、事業を計画しそれを実施して行くために必要な予算編成など財源保障がなされる必要がある。

記録資料の利・活用については、人権保障にも係わるもので、利用保障こそが重要であり、利用者等の数量的判断で記録資料やそのための施設・機関が評価されるものではないことを認識する必要がある。また、すべての記録資料に対する利用保障が担保される必要がある。記録資料全面公開までの期限設定を図る必要がある。

さらに、公文書等の保存・管理・利用に係わる法的環境整備で基幹となるのは、記録資

料並びにその保存・管理・利用のための施設・機関についての理念に係わる条例であり、基幹条例の制定の後に、基幹条例の理念に基づく管理・運営に関する条例・規則の制定がなされるべきである。

以上の課題は、山形県のみならず県内市町村を含むすべての自治体の課題とするところであるが、県がその実践的先駆者となり、すべての市町村に役割認識が波及することを期待するものである。